

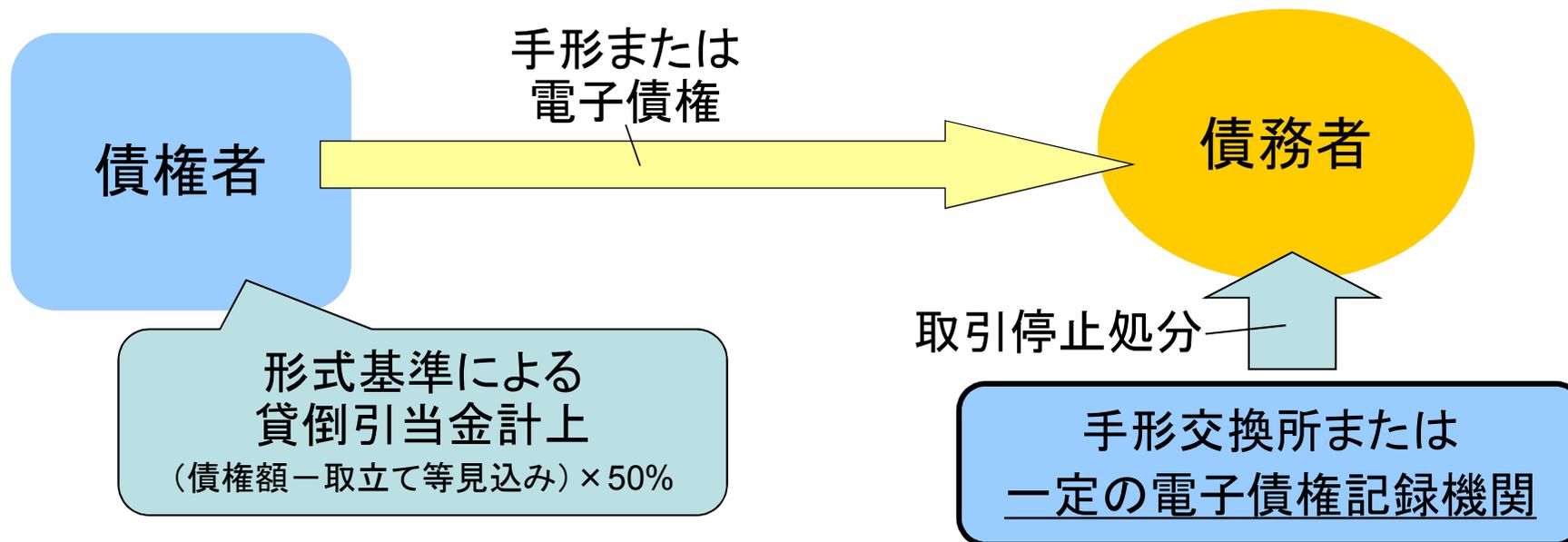
Q: 電子債権に係る貸倒引当金の税務について教えてください。

A: 電子債権に係る税務上の貸倒引当金の取扱いは、原則として、手形債権と同様となります。

なお、債務者(振出人)が取引停止処分を受けた場合の形式基準による貸倒引当金の計上については、従前は手形交換所のみが対象とされていましたが、平成25年度税制改正により、「一定の電子債権記録機関」による取引停止処分についても対象となりました。

※平成25年3月30日に公布された改正後の法人税法施行規則によれば、「一定の電子債権記録機関」には、「でんさいネット」が含まれることとなります。

(注) 平成24年度税制改正により、貸倒引当金を計上できる法人は、金融機関や中小法人等に限定されています。



※「でんさいネット」とは、株式会社全銀電子債権ネットワークが運営する電子債権の管理システムです。詳細については、同社HPをご参照ください。 <http://www.densai.net/>